

尾原ダム PR 大使制度要綱

1. 趣 旨

広く全国の方々に、尾原ダムの実態・目的・魅力等について知っていただくための活動を行う「尾原ダム P R 大使」（以下「ダム P R 大使」と言う。）の制度とする。

2. 委 嘱

ダム P R 大使は一般公募により出雲河川事務所長からの委嘱とする。

任期は当面の間は 2 年程度とし、委嘱の日から翌々年 3 月 3 1 日までとする。

また、その期間中、適切でない行為が認められる等の事情が生じた場合は、その任を解くことがある。

3. 報 酬

ダム P R 大使は、ボランティアであり無償とする。

4. 活 動

ダム P R 大使

自らの興味や P R の経験等に応じ、尾原ダム及び島根県雲南市及び奥出雲町について広く一般の方々に知っていただくための活動を自らの責任において可能な範囲で実行するよう努める。

なお、ダム P R 大使の情報発信の手段は指定しない。（例：SNS,HP,雑誌、口コミ等）

5. 法令遵守

ダム P R 大使は、その活動に当たってその名称にふさわしい行動に努め、法令を遵守すると共に、公序良俗に反するような行為をしてはならない。

6. 活動報告

ダム P R 大使は、自主的に活動実績について年 1 回以上報告することとする。

なお、報告は任意とし、報告の時期・方法等も自由とする。

7. 尾原ダム管理支所の支援

尾原ダム管理支所は、ダム P R 大使がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、その活動を出来る限り支援する。

8. 要綱の変更について

出雲河川事務所長は、必要が生じたときは要綱の変更を適宜行うものとする。

以 上